

雫石町監査委員告示第9号

令和5年9月11日付提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、下記のとおり公表する。

令和5年9月21日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

第1 請求人

(A)

第2 請求年月日

令和5年9月11日

第3 請求の要旨

猿子町長が令和4年6月3日に元町長川口民一氏への弔慰金として町長交際費から100万円を支出していた件の記事が読売新聞（2023/06/14）と朝日新聞（2023/06/16）に掲載された。元町長への弔慰金100万円は県内市町村の一般的な弔慰金または香典の金額から逸脱（1～2万円と定める自治体が多数）し、公金の支出としての正当性が感じられない。一般会計補正予算として100万円を補填していた点にも違和感を覚える。『「弔慰金は税金から支払われており、地域の実情と照らし合わせ、町は100万円という金額の根拠を明らかにする必要がある。町民の常識とかけ離れた額にならないよう、支出基準を条例や規則に明記すべきだ」（明治の牛山久仁教授（行政学）による見解 読売新聞 2023/06/14 より抜粋）』

『今年6月、温泉とスキーのリゾート地として知られる岩手県雫石町から、一般の庶民では信じられないようなニュースが流れてきた。亡くなった元町長の弔慰金として、雫石町長が交際費（2022年6月）から100万円を支払ったというのだ。（屋久島ポスト・ニュース 2023/08/13 より抜粋）』

『一方で、「町民が駄目だとなればそれは考えなければならない」とも話し、今後、議会と協議しながら検討する考えも示した。（朝日新聞デジタル 2023/06/27）より抜粋』

以上の3点からも正当な公金の支出からかけ離れている可能性が高く、また、猿子町長自ら検討する考えもあることが認められる。補填により他の重要案件がないがしろにされ不当な公金の支出に繋がる可能性も考えられる。結果、税金から支払われる弔慰金に対する支出基準を明確に定めるべきと考え住民監査請求をする。

また、本請求が財務会計行為から1年以上経過している正当な理由について、本監査請求は弔慰金が支払われた日から1年以上経過しており、本来であれば請求できないと理解している。とはいえ、次の2点に期待している。

- ・「町民が駄目だとなればそれは考えなければならない」という文面から感じ取れる、過去の例以上に民意を重んじる猿子町長への期待

- ・住民監査請求は民意に寄り添う支出基準の策定をも可能にするのだという期待

6月の一般質問がなければ知る由もなかったが、弔慰金100万円の返還を求めたり不正だとし追及するものではない。将来、類似事案の発生時に、町長の英断により設けられた新たな規定によって支出されることを切に願い監査を求めるに至った。

第4 監査委員の判断

1 結論

本件請求は、法第242条第2項に規定する法的要件を具備していると認められないため、これを却下する。

2 理由

令和5年9月15日及び令和5年9月20日に法第242条に規定する要件を具備するか審査した。

元町長への弔慰金として令和4年6月3日に100万円が支出されている。本請求は令和5年9月11日に提出され、請求人が主張する財務会計行為から1年以上経過している。

住民監査請求は、法242条第2項に基づき当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができないとしている。また、ただし書きに正当な理由があるときには、その限りではないとしている。

法242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の行為が、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。また、正当な理由の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとしている（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

本件の場合、証拠書類によると、請求人は令和5年6月14日付読売新聞の記事により本弔慰金の支出について知り得たとしているが、町は、令和4年6月分の町長交際費の支出内容について、令和4年7月4日に町ホームページで公表している。そうすると、1年を経過する前には、注意力をもって調査すれば客観的に監査請求するに足りる程度に本件財務会計行為の存在を知り得る状況にあったと判断するため、法242条第2項ただし書きにいう正当な理由がないものというべきである。

したがって、本件請求は正当な理由がなく請求期限を経過した不適法な請求であると言わざるを得ない。

よって、監査委員の合議により結論のとおり決定する。